



令和8年度 第1回
碧南市水道事業及び下水道事業審議会

碧南市下水道事業の状況について

令和8年7月3日（金）
碧南市開発水道部下水道課

目 次

1 碧南市下水道事業の概要

2 下水道事業の経営状況

3 下水道使用料改定の検討方針

1 碧南市下水道事業の概要

1-1 下水道の役割

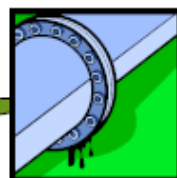
下水道とは、私たちが使って汚れた水（汚水）や雨水を、地面の下下水道管を通して汚れを落とす施設（処理場）や川へ流す仕組みです。

汚水処理の流れ

私たちが生活の中で使った
汚れた水は



下水道管を通して



下水道処理場できれいにして
川に戻しています



雨水排水の流れ

下水道があると...



雨は「雨水」として、下水道管に入り
川などに流されます

1 碧南市下水道事業の概要

1-2 碧南市下水道事業の概況①

本市の下水道事業は、昭和63年3月に基本計画の見直しを行い、衣浦東部流域下水道計画に合わせた汚水・雨水一体整備を行う流域関連公共下水道事業として、同年9月に都市計画の変更を行っています。

【主な沿革】

昭和63年	流域関連公共下水道として、雨水・汚水の整備計画の策定
平成元年	公共下水道（汚水）の整備工事に着手
平成3年	愛知県が生活排水重点地域の指定
平成4年	生活排水対策推進計画策定
平成5年	油ヶ淵の浄化のため公共下水道整備を重点的に進める。
令和8年	市街化区域内の下水道整備が概ね完了

1 碧南市下水道事業の概要

1-3 碧南市下水道事業の概況②

平成8年度より公共下水道（污水）の一部供用を開始し、以降供用開始人口は増加し、令和8年4月1日においては68,544人の供用となっており普及率は95.1%に及んでいます。接続人口は54,131人で接続率は79.0%となっています。

【主な沿革】

平成8年	公共下水道一部供用開始 供用開始面積372.3ha、供用開始人口15,700人
令和8年	公共下水道一部供用開始 供用開始面積32.6ha、供用開始人口1,992人 市街化区域内の下水道整備が概ね完了

令和8年度4月1日時点 供用開始面積1,478.9ha 処理区域内人口68,544人

1 碧南市下水道事業の概要

1-4 碧南市から衣浦東部浄化センターまで

碧南市の公共下水道は、愛知県が設置する矢作川・境川流域下水道のうち衣浦東部処理区の流域下水道につながっており、衣浦浄化センターで処理して衣浦港に放流しています。

下水処理に要する費用については毎年約4億円を維持管理費等負担金として愛知県に納付しています。

その他施設設備に関する費用について毎年約0.5億円を資本費負担金として納付しています。



1 碧南市下水道事業の概要

1-5 下水道施設の状況（污水施設）

碧南市の下水道施設

污水ポンプ場

- 中継ポンプ場 1箇所
- マンホールポンプ場 17箇所

污水管渠（排水管）

- 総延長 約431km

各家庭等の污水を排水している。

1 碧南市下水道事業の概要

1-6 下水道施設の状況（汚水中継ポンプ場）

大浜権現中継ポンプ場

碧南市岬町2丁目22番地

平成8年4月1日運転開始

建築面積：201.97m²

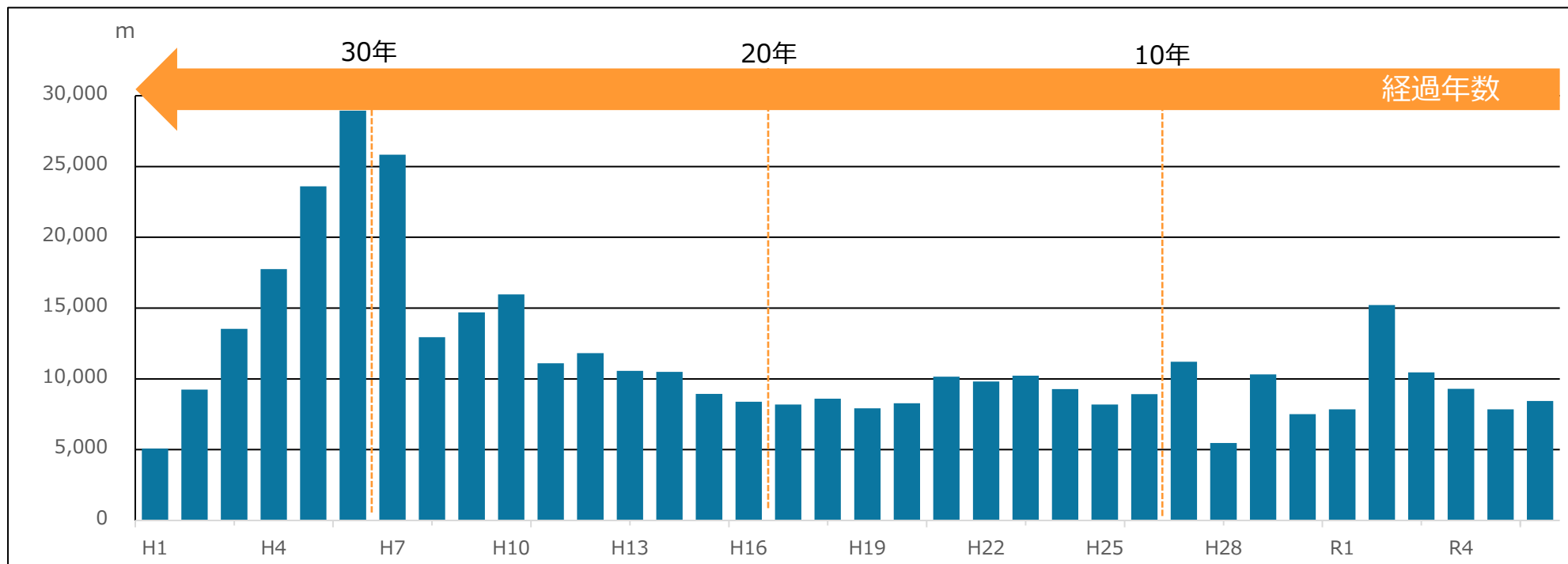
主な設備

- ・ 汚水ポンプ 3台
- ・ 流入ゲート 1基
- ・ 水路入口ゲート 1基
- ・ 高圧受変電設備 変圧器容量150KVA

- ❑ ポンプ場は、大浜権現処理分区のうち、前浜地区を除く299.8haの汚水を受けもち、大浜1号汚水幹線を通じて収集した汚水を、蜷川右岸でポンプアップし左岸まで圧送する役割をもちます。その後は、自然流下で流域幹線（2号接続点）に接続します。
- ❑ ポンプ場は、運転開始より30年経過しており、碧南市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の長寿命化を進めています。

1 碧南市下水道事業の概要

1-7 下水道施設の状況（管渠の年度別延長）



- 管渠の延長は、約431km
- 管渠の法定耐用年数は50年であり、約18年後にピークを迎える
- 管渠更新計画に基づく計画的な更新が必要である

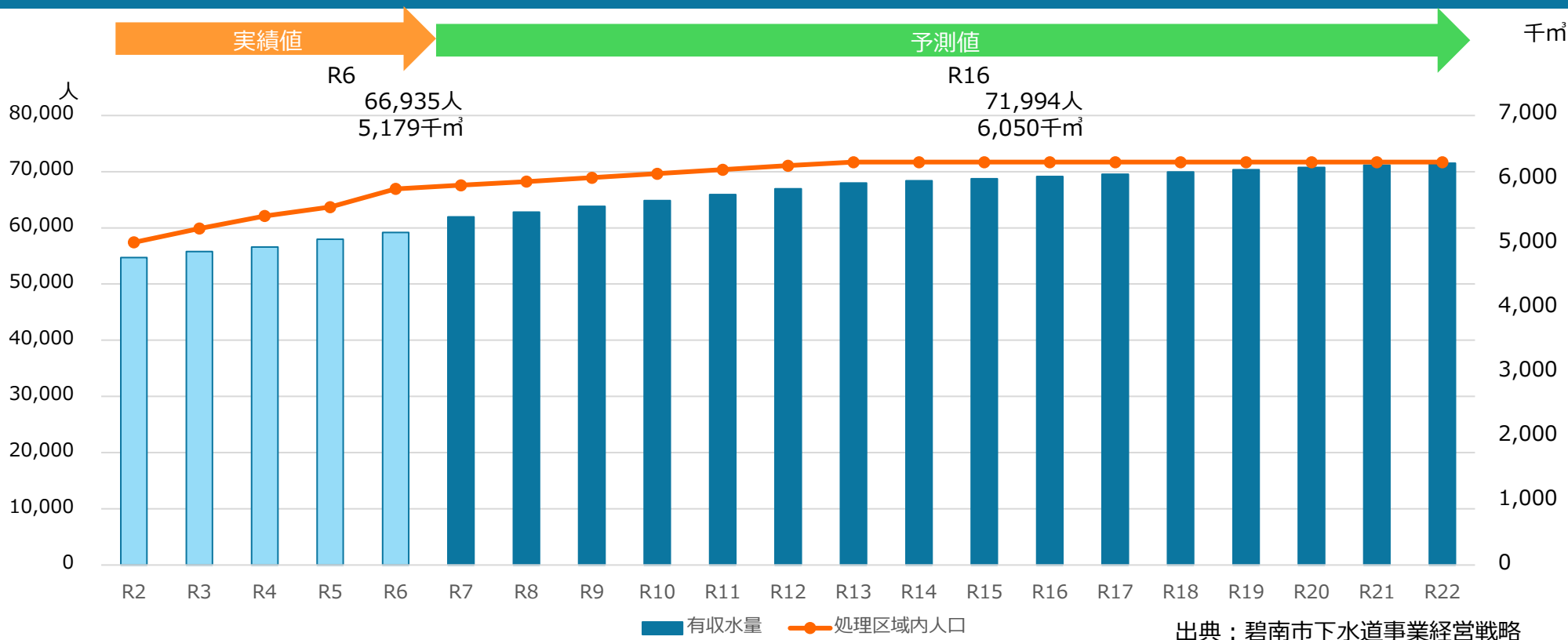
1 碧南市下水道事業の概要

まとめ

- 碧南市下水道事業は、平成8年度より供用開始
- 碧南市の汚水は愛知県が管理する衣浦東部浄化センターで処理している。
- 主要施設はポンプ場と管渠（排水管）
- ポンプ場は、運転開始から30年以上が経過しており、施設の長寿命化が必要
- 管渠の延長は、約431kmで管渠の計画的な更新が必要

2 下水道事業の経営状況

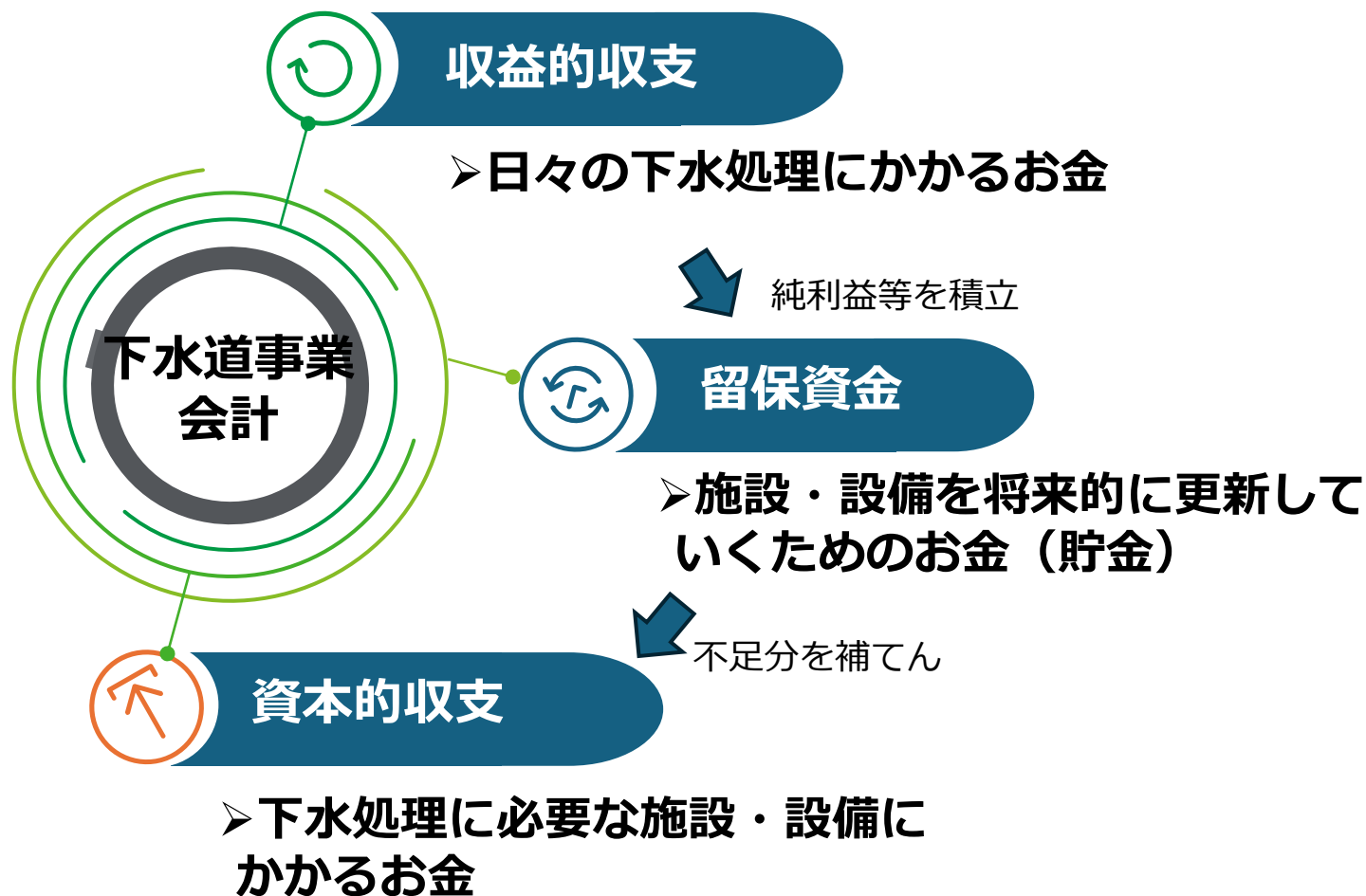
2-1 処理区域内人口と有収水量の推移と予測



- ❑ 処理区域内人口および有収水量は、増加傾向にある。
- ❑ 令和2年度と比べると、令和6年度における処理区域内人口は約9,503人（16.5%）、有収水量は、約390千m³（8.1%）の増加

2 下水道事業の経営状況

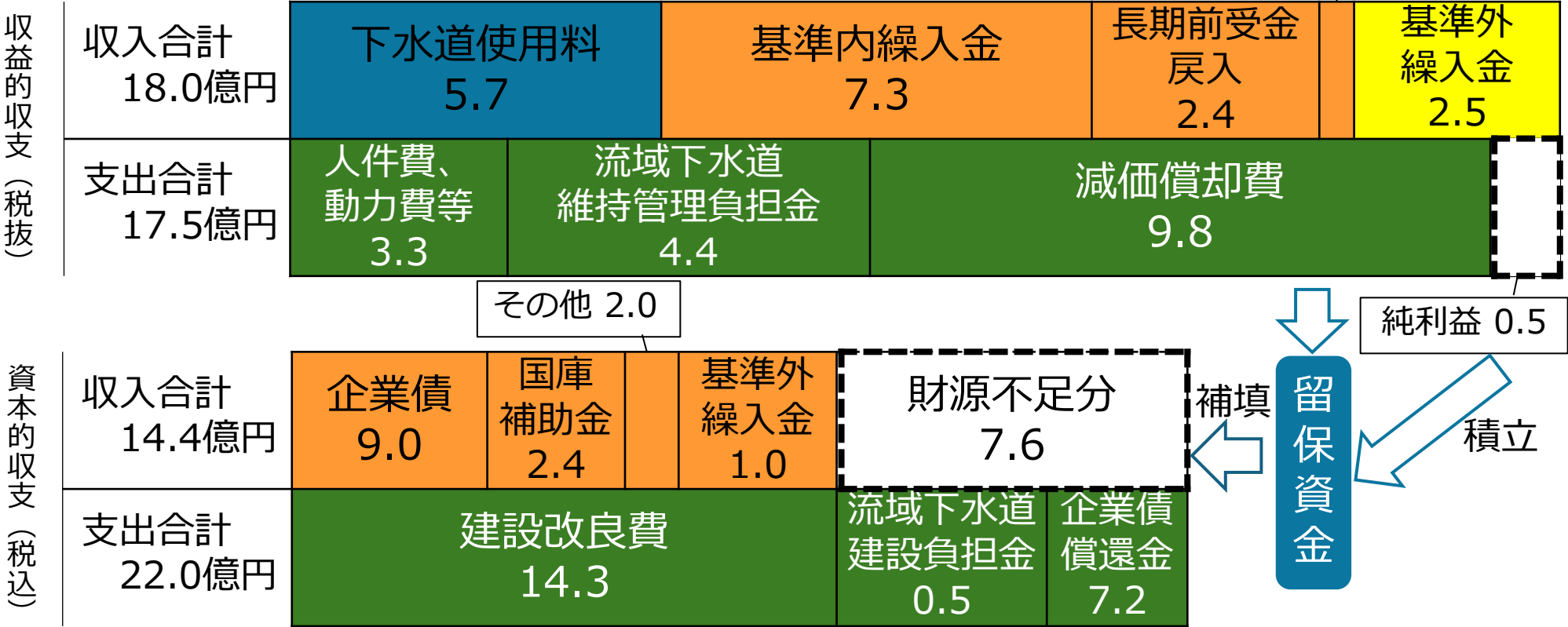
2-2 公営企業会計のしくみ



2 下水道事業の経営状況

2-3 決算の状況（污水）

令和6年度決算の状況



- 令和6年度決算は約7.6億円の留保資金で補てんをした。
- 下水道使用料が収入の約30%であり、基準外繰入金を除くと赤字となる。

2 下水道事業の経営状況

2-4 予算の状況（污水）

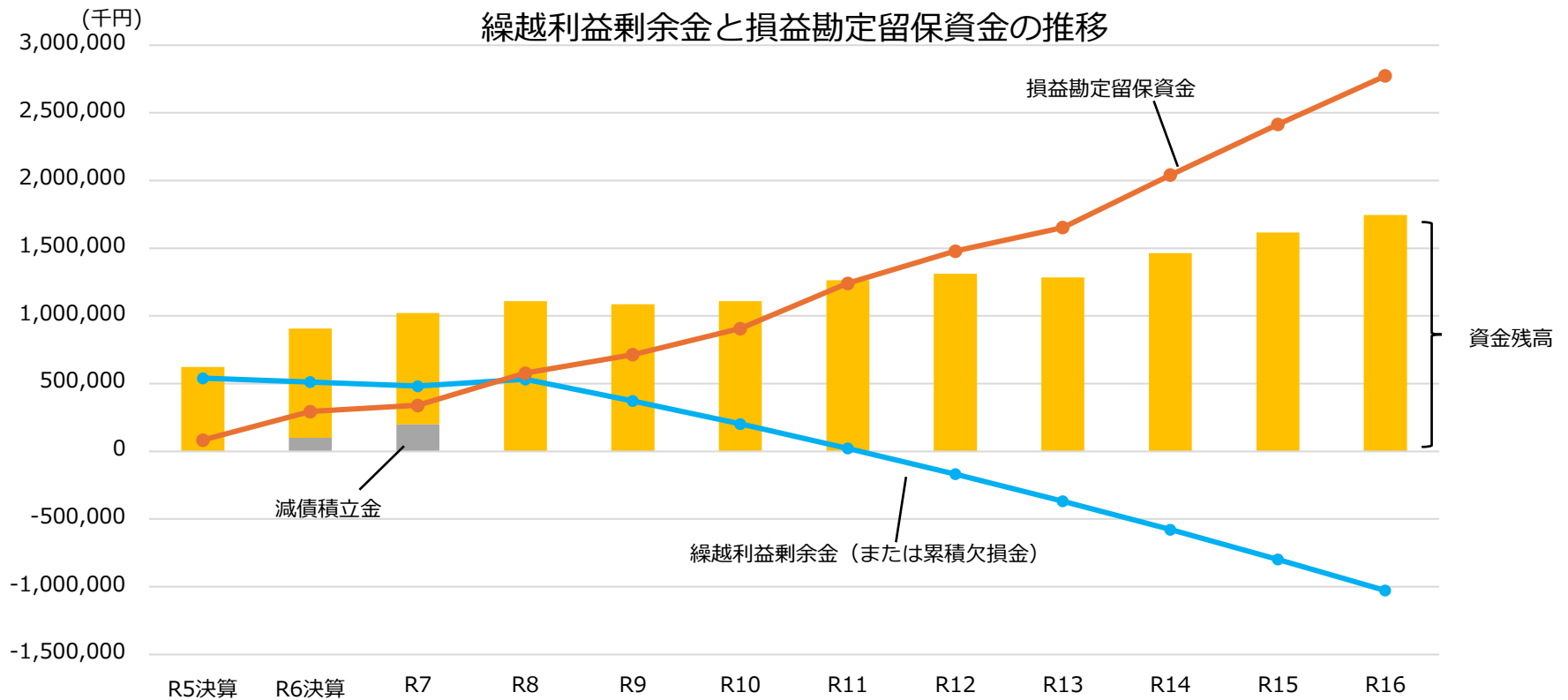
令和8年度予算の状況

収益的収支 (税込)	収入合計 19.3億円	下水道使用料 6.7		基準内繰入金 9.5		長期前受金 戻入 2.6		
	支出合計 20.4億円	人件費、 動力費等 3.4	流域下水道 維持管理負担金 5.9	減価償却費 11.1				
		その他 1.7						
資本的収支 (税込)	収入合計 14.7億円	企業債 9.7				国庫 補助金 3.3		財源不足分 8.9
	支出合計 23.6億円	建設改良費 17.4				流域下水道 建設負担金 0.2	企業債 償還金 6.0	

□ 令和8年度においては基準外繰入金がゼロであり赤字となる見込みである。

2 下水道事業の経営状況

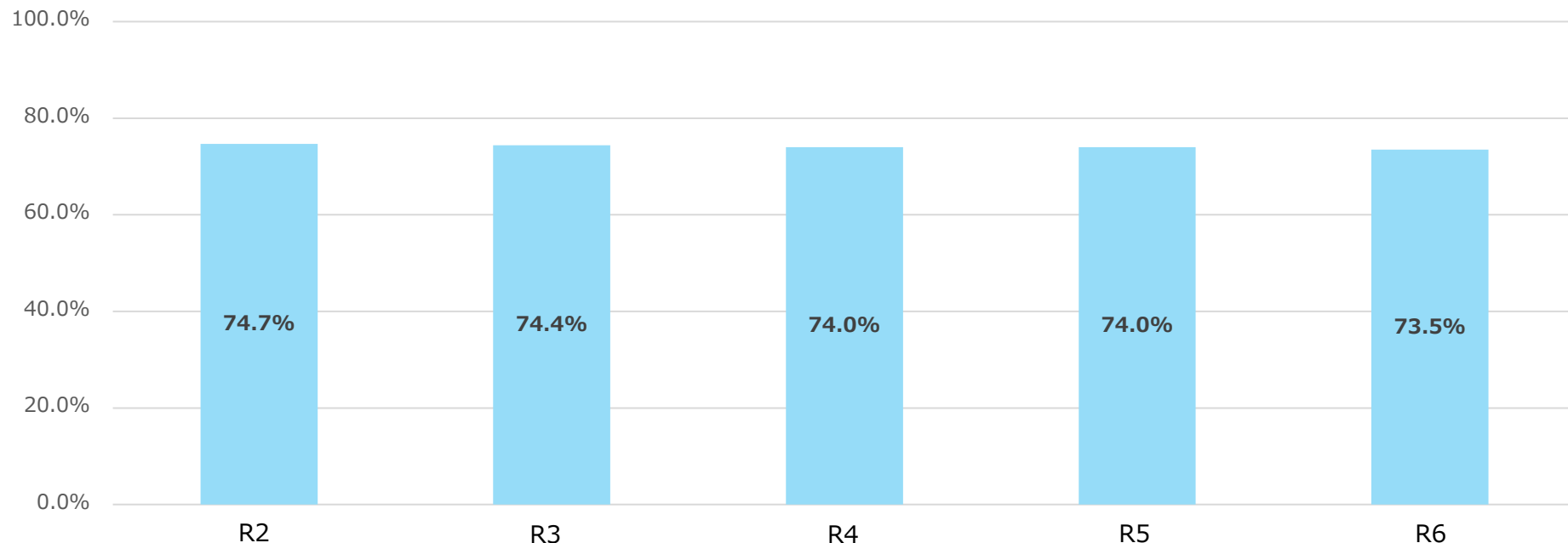
2-5 経営の状況



□ 繰越利益剰余金は令和8年度をピークに減少していく予測となり令和12年度以降マイナスとなる予測である。

2 下水道事業の経営状況

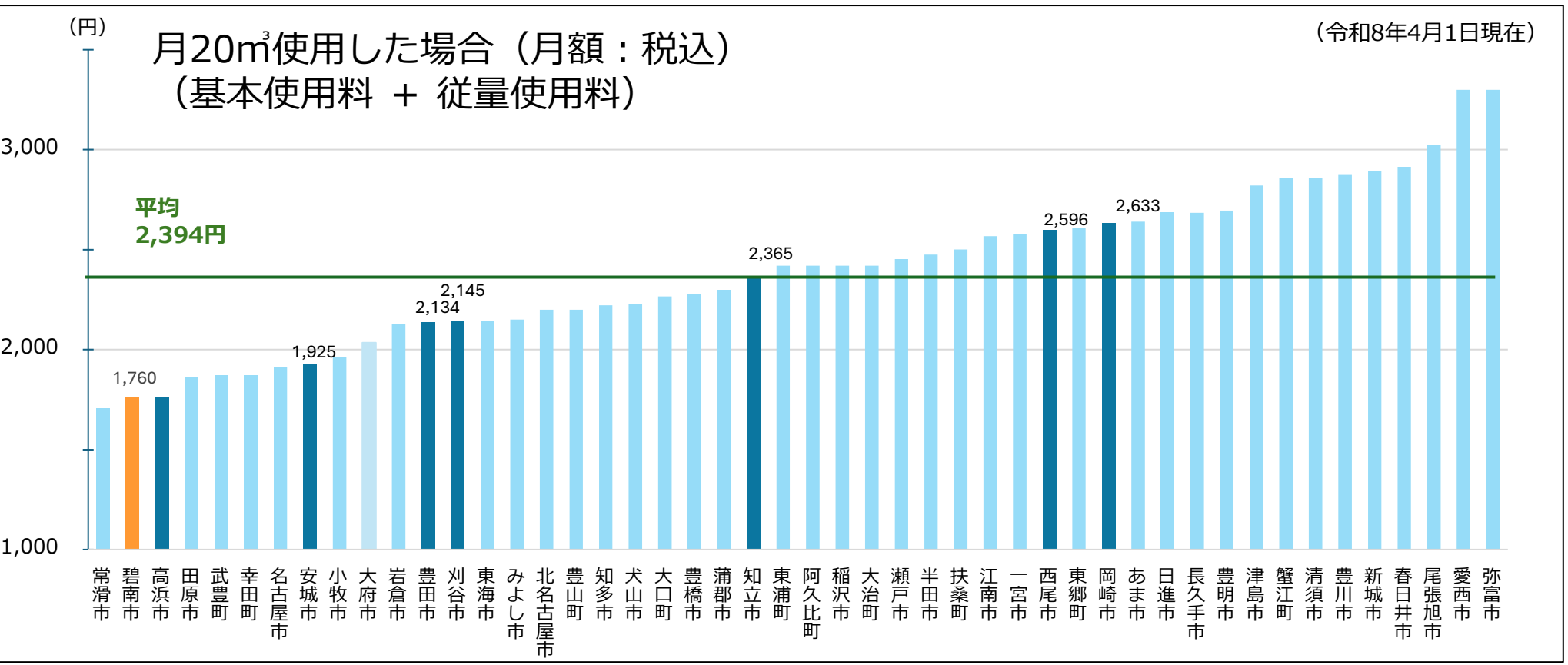
2-6 経費回収率の状況



- ❑ 経費回収率とは使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表した指標である。
- ❑ 当該指標は、使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが望ましい。碧南市においては100%を大きく下回っており、適正な使用料収入が確保できていないことを意味している。

2 下水道事業の経営状況

2-7 県内事業体との使用料金の比較



□ 碧南市は、2 番目に安い1,760円で、平均は、2,394円

※幸田町は令和8年6月、小牧市は令和8年10月、西尾市、岡崎市は令和9年4月より適用の使用料
常滑市においても水道料金及び下水道使用料審議会にて使用料改定を審議中である。

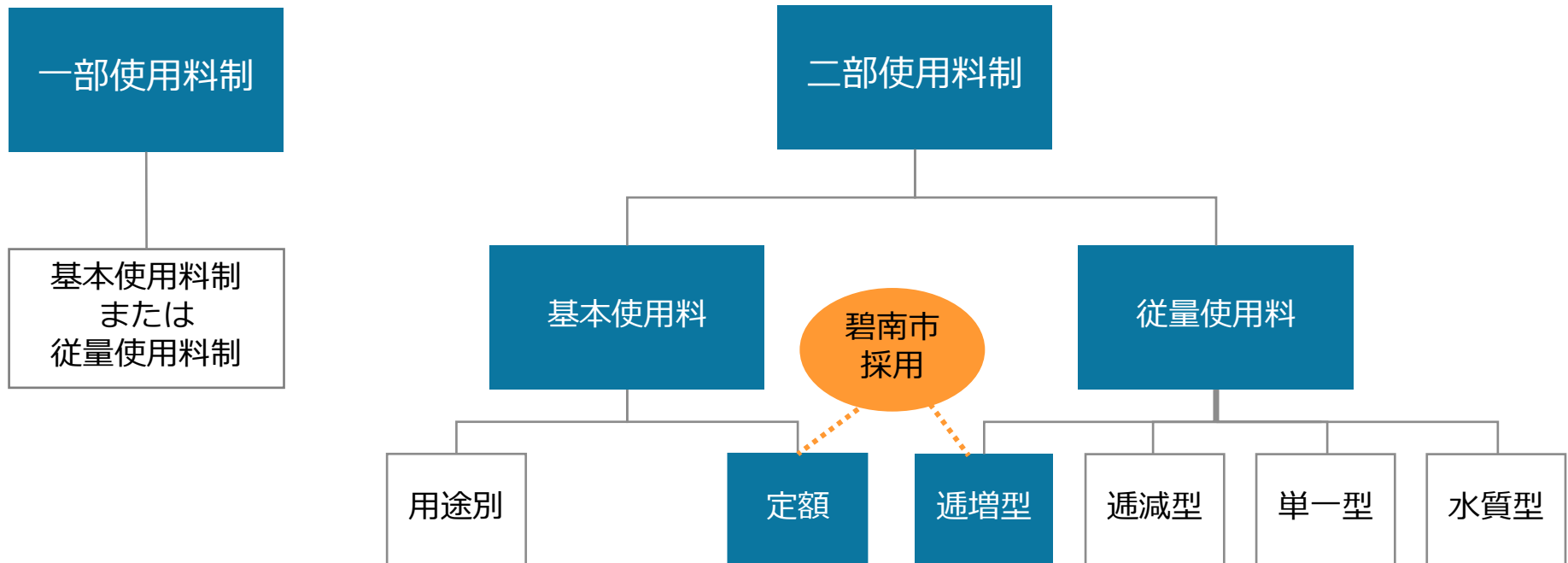
2 下水道事業の経営状況

まとめ

- ❑ 処理区域内人口、有収水量ともに増加傾向。
- ❑ 収益的収入のうち使用料収入は3割にとどまっており、基準外繰入金に頼っている状況である。
- ❑ 資本的収入も資本的支出を下回っており、財源を今後確保していく必要があるが、今後基準外繰入金がゼロとなるため、使用料収入にて財源を確保していく必要がある。
- ❑ 経費回収率は100%を下回っていることから、使用料収入が不足していることがわかる。
- ❑ 県内他事業体と比べると低い使用料設定（2番目に安い）。安い理由は、基準外繰入金によって現状の使用料設定でも適切な運営を図ることができていたためである。

3 下水道使用料改定の検討方針

3-1 使用料体系の概要（一般的な仕組み）



- ❑ 料金制度の構成は、定額使用料制または従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料から成る二部使用料制などがある
- ❑ 下水道事業では二部使用料制を採用しているケースが多い
- ❑ 基本使用料については、定額使用料制を採用している。
- ❑ 従量使用料については、使用水量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）などがある

3 下水道使用料改定の検討方針

3-2 碧南市の下水道使用料体系

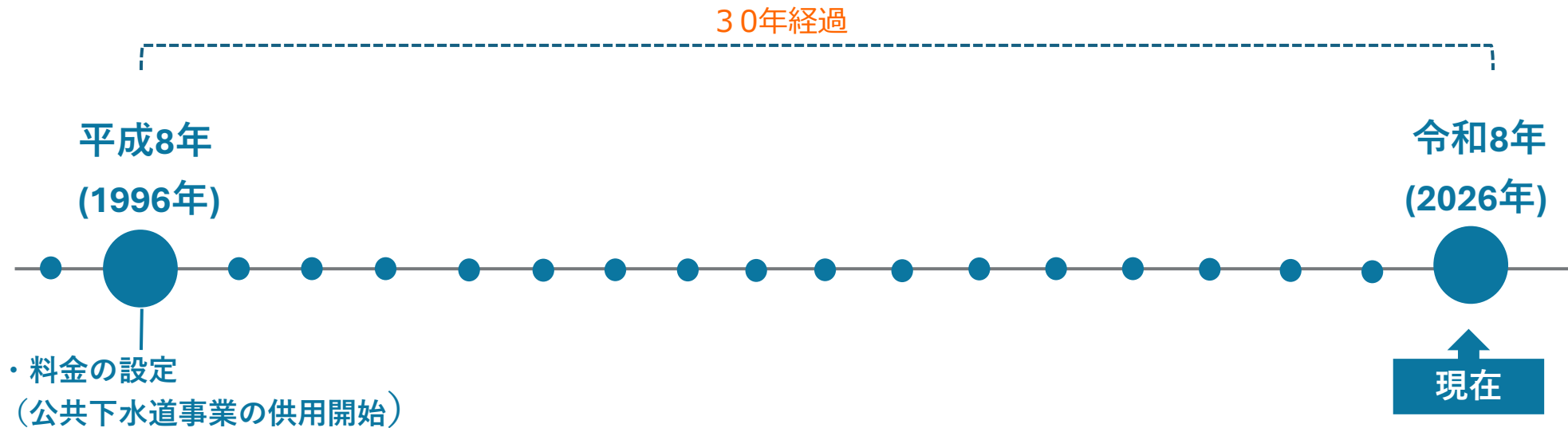
1カ月あたり

基本 使用料 (円)	従量使用料 (円) ※1m ³ あたり (税抜き)						
	～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～ 500m ³	501m ³ ～
450	30	85	130	150	170	190	235

- ❑ 下水道使用料は「基本使用料」と「従量使用料」の合計である二部料金制
- ❑ 使用水量が多くなるほど単価が高くなる逦増制を採用

3 下水道使用料改定の検討方針

3-3 これまでの改定の状況



- ❑ 下水道使用料体系は、平成8年から30年改定がされていない
- ❑ 下水道事業の経営状況を分析し、地域経済・社会情勢を踏まえた適切な対応を早急に実施することが求められる

3 下水道使用料改定の検討方針

3-4 下水道事業における費用負担の基本原則

管理運営に係る費用負担

- 基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとされている。ただし、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。

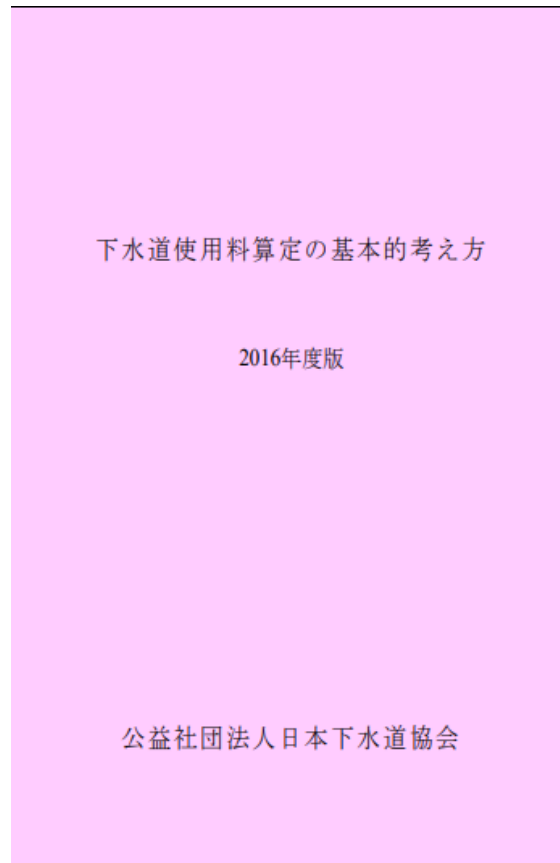
適正な使用料を決定するために必要なポイント①

雨水公費・汚水私費を前提とする使用料となっているか

3 下水道使用料改定の検討方針

3-5 下水道使用料改定の基本的考え方

下水道使用料改定の基本的な考え方について2016年度版
(公益社団法人日本下水道協会)



下水道使用料の全国的な算定基準として、下水道使用料の考え方と具体的算定方法を取りまとめたものであり、下水道事業者が下水道使用料を設定する際の指針

3 下水道使用料改定の検討方針

3-6 下水道使用料の算定手順①

使用料対象経費（使用料水準）の算定

使用料対象経費		維持管理費		資本費
使用料が使用料対象経費と等しくなることが理想	=	・ 人件費 ・ 動力費 ・ 修繕費 ・ 流域下水道維持管理負担金 ・ 委託料 等	+	・ 減価償却費 ・ 支払利息 ・ 資産維持費 （サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として事業内に内部留保し、再投資されるべき額）

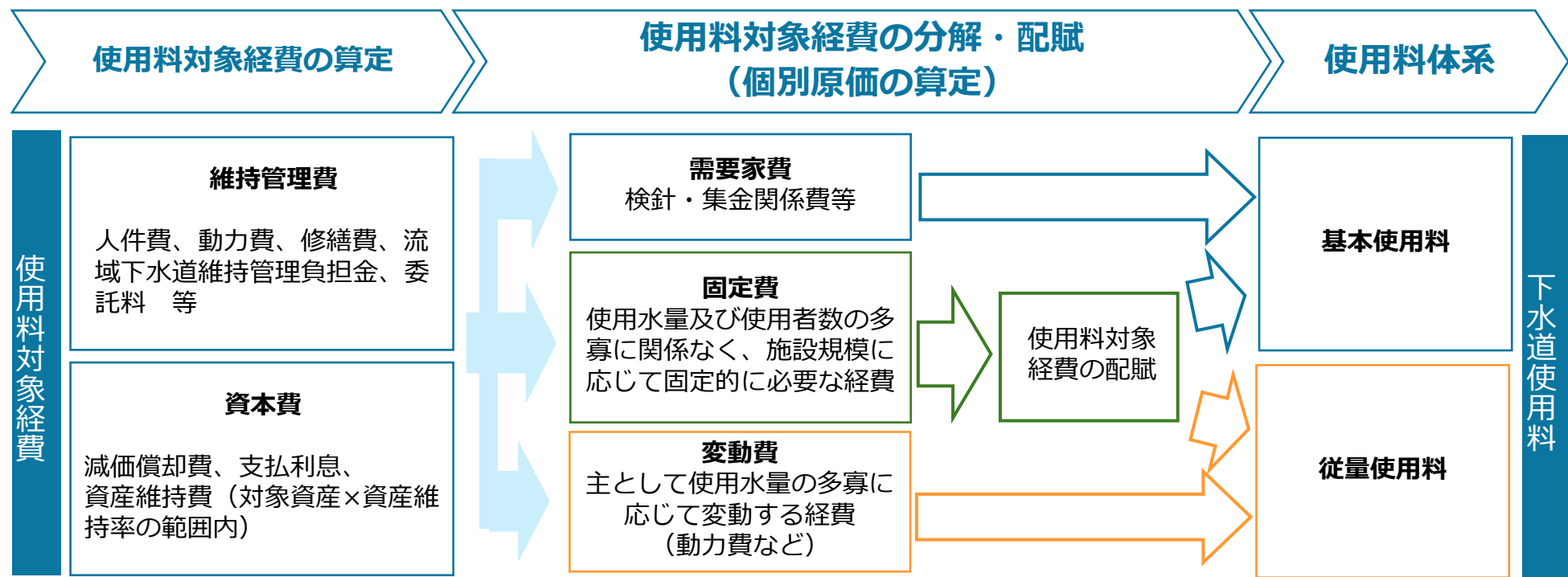
- 事業活動に必要な「維持管理費」、施設の計画的な維持に必要な「資本費」の合計である、「使用料対象経費」の考え方で算出

適正な料金を決定するために必要なポイント②

使用料を使用料対象経費と等しくなる水準とすること

3 下水道使用料改定の検討方針

3-7 下水道使用料の算定手順②



適正な使用料を決定するために必要なポイント③

使用料負担の公平の見地から各使用者の使用料は客観的公平が確保できる個別原価に基づき算定されているものであること

3 下水道使用料改定の検討方針

3-8 使用料改定で検討すべき項目

① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合をどうするのか？

③ 従量使用料の水量区分をどう分けるのか？

1 カ月あたり

基本 使用料 (円)	① 従量使用料 (円) ※1m ³ あたり						
	～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～
450 ②	30	85	130	150 ③	170	190	235

④

② 基本使用料の設定をどうするか？

④ 従量使用料の逡増度をどの程度とするか？（逡増度を設けるか？）

⑤ 用途別使用料を設定するか

3 下水道使用料改定の検討方針

3-9 使用料改定の検討フロー

ステップ	検討内容	審議会
ステップ1 財政計画等の策定・確認	■ 将来の汚水量の予測 ■ 将来の財政収支のシミュレーション	第2回で審議予定
ステップ2 使用料水準の算定	■ 使用料算定期間の設定 ■ 使用料対象経費の算定 ■ 使用料改定率（資産維持費）の決定	第3回で審議予定
ステップ3 使用料体系の設定	■ 料金体系決定における検討項目 ① 基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定 ② 基本使用料の設定 ③ 従量使用料の水量区分の設定 ④ 従量使用料の逦増度の設定 ⑤ 用途別使用料の設定（用途別、口径別使用料体系の採用）	第4回で審議予定
ステップ4 料金表（案）の確定	■ 各種検討項目のメリット・デメリットの整理 ■ 使用料表案のパターン提示・決定	

- ステップ1～4の順に第2回から第4回の審議会で審議
- 第4回では事務局から料金表案のパターンを提示するため、審議のうえ決定

3 下水道使用料改定の検討方針

まとめ

- 「基本使用料」（定額制）と「従量使用料」（逦増制）の二部使用料制である
- 平成8年の供用開始から30年改定がされていない（消費税率改定除く）
- 下水道の管理運営は雨水公費・汚水私費が原則である。
- 収益的収支不足額について基準外繰入金を約 2 億円超繰り入れているが、本来使用料収入で確保すべき金額である。
- 使用料改定のステップ
 - ①財政計画等の策定・確認→②使用料水準の算定（使用料対象経費の算定）→
 - ③使用料体系の設定（個別原価の算定）→④料金表の確定